

議案第73号

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のと
おり改正する。

令和5年12月5日提出

日野町長 埴田 淳一

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正が
必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

一般職の職員に行う人事院勧告に基づく給料表の改正に伴い、会計年度任用職員についても、給料表を改正する。

2 改正内容

○給料表の改正

月12,000円から段階的に月1,800円の引上げ。

○期末手当の支給率の引上げ

支給月数を0.05月引上げ（現行2.4月⇒改定2.45月）

○勤勉手当の支給について新設

3 附則

- ・公布の日から施行し、令和5年4月1日より適用する。
- ・勤勉手当については、令和6年4月1日から施行する。
- ・特例措置

期末手当について、令和5年12月分の期末手当の支給月数については1.25月とし、通年で100分の5月分の引上げとなるよう調整する。

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年日野町条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び<u>期末手当</u>をいい、同項第1号によって採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては、報酬及び<u>期末手当</u>をいう。</p> <p>2及び3 略</p>
<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、当該各</p>	<p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、当該各号</p>

号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

5及び6 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第12条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下これらに日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(任期が6月以上の者に限る。)に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれの直近の金曜日)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。)を同じくするものに限る。次項及び第22条において同じ。)の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6月未満のものに限る。)の定

に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

5及び6 略

めと前会計年度における任期(全会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額に、次の各号に掲げる基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月15日以上6箇月未満 100分の95
- (3) 5箇月以上5箇月15日未満 100分の90
- (4) 4箇月15日以上5箇月未満 100分の80
- (5) 4箇月以上4箇月15日未満 100分の70
- (6) 3箇月15日以上4箇月未満 100分の60
- (7) 3箇月以上3箇月15日未満 100分の50
- (8) 2箇月15日以上3箇月未満 100分の40
- (9) 2箇月以上2箇月15日未満 100分の30
- (10) 1箇月15日以上2箇月未満 100分の20
- (11) 1箇月以上1箇月15日未満 100分の15
- (12) 15日以上1箇月未満 100分の10
- (13) 15日未満 100分の5
- (14) 零 零

5 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料

の月額とする。

6 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の勤務期間の算定、勤勉手当の成績率、支給制限及び支給の一時差止めについては、常勤の職員の例による。

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第22条 第12条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第5項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

(パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当)

第22条の2 第12条の2の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第5項中「それぞれそ

(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)

第22条 第12条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2及び3 略

の基準日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡したパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬(フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員として任期の定めが6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

別表(第3条関係)

給料表

給料	給料月額	円

別表(第3条関係)

給料表

給料	給料月額	円

1	162,100	150,100
2	163,200	151,200
3	164,400	152,400
4	165,500	153,500
5	166,600	154,600
6	167,700	155,700
7	168,800	156,800
8	169,900	157,900
9	170,900	158,900
10	172,300	160,300
11	173,600	161,600
12	174,900	162,900
13	176,100	164,100
14	177,600	165,600
15	179,100	167,100
16	180,700	168,700
17	181,800	169,800
18	183,200	171,200
19	184,600	172,600
20	186,000	174,000
21	187,300	175,300
22	189,600	177,800
23	191,800	180,300
24	194,000	182,800
25	196,200	185,200

26	197,900	26	186,900
27	199,400	27	188,500
28	200,900	28	190,200
29	202,400	29	191,700
30	203,800	30	193,400
31	205,200	31	195,200
32	206,600	32	196,900
33	208,000	33	198,500
34	209,300	34	199,900
35	210,600	35	201,400
36	211,900	36	202,900
37	213,200	37	204,200
38	214,400	38	205,500
39	215,600	39	206,700
40	216,700	40	208,000
41	217,800	41	209,300
42	218,900	42	210,600
43	219,900	43	211,900
44	220,900	44	213,200
45	221,800	45	214,300
46	222,700	46	215,600
47	223,600	47	216,900
48	224,500	48	218,200
49	225,400	49	219,200
50	226,300	50	220,300

51	227,200	51	221,300
52	228,100	52	222,300
53	228,900	53	223,300
54	229,800	54	224,200
55	230,700	55	225,100
56	231,500	56	226,000
57	231,800	57	226,300
58	232,600	58	227,100
59	233,300	59	227,800
60	233,900	60	228,500
61	234,500	61	229,200
62	235,200	62	230,000
63	235,800	63	230,700
64	236,300	64	231,300
65	236,800	65	231,900
66	237,300	66	232,500
67	237,800	67	233,100
68	238,400	68	233,800
69	238,900	69	234,500
70	239,400	70	235,100
71	239,900	71	235,600
72	240,400	72	236,300
73	240,900	73	237,000
74	241,400	74	237,600
75	241,800	75	238,200

76	242,300	76	238,700
77	242,800	77	239,300
78	243,300	78	240,000
79	243,800	79	240,700
80	244,300	80	241,200
81	244,700	81	241,700
82	245,200	82	242,300
83	245,600	83	242,900
84	246,000	84	243,400
85	246,400	85	243,900
86	246,800	86	244,500
87	247,200	87	245,100
88	247,600	88	245,600
89	248,000	89	246,100
90	248,500	90	246,600
91	248,800	91	246,900
92	249,100	92	247,300
93	249,400	93	247,600

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、第12条のフルタイム会計年度任用職員の期末手当・第22条のパートタイム会計年度任用職員に対する期末手当・第12条の2のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当及び第22条の2のパートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当は令和6年4月1日から施行する。

(期末手当に関する特例措置)

2 令和5年12月に支給する期末手当については、改正後の条例第12条第4項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」とする。

(給与の内払)

3 改正後の会計年度任用職員の給与条例の規定を適用する場合には、改正前の会計年度任用職員の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。